令和２年３月７日
新型コロナウイルス感染症
広島県特別警戒本部長

広島県主催イベント等の取扱について（３月７日以降）

広島県において，市中感染又は感染蔓延の可能性がある新型コロナウイルス感染症患者が発生しました。

このため，感染の拡大をできるだけ抑えるため，２月２６日に定めた，別紙「新型コロナウイルスに係る県主催のイベント中止等の考え方」の対応方針に基づき，当面，3月31日まで，原則，延期または中止とすることとします。

○県主催イベント等開催についての対応方針（３月７日以降）

・ 別紙「新型コロナウイルスに係る県主催のイベント中止等の考え方」の市中感染又は感染蔓延の可能性がある場合の対応に基づき，原則延期または中止する。

ただし，この時期に実施する必要があり，変更不可能な場合については個別に可否を整理することとし，開催する場合には次の必要な対策を十分に講じることを条件とし，それが実施できないと判断される場合には，延期または中止する。

○イベント等を実施する場合の必要な対策

・ 発熱等の症状がある人には参加を控えるよう要請（事前告知）
・ 咳エチケットの徹底や，頻繁な手洗いなどの周知
・ アルコール消毒液を会場や会場内の複数個所に設置し，確実に実施
・ 屋内イベントでの定期的な換気
・ 参加者等の相互接触の機会を減らす，対面での会話機会を減らすなどの内容の変更

など

新型コロナウイルスに係る県主催のイベント中止等の考え方

・この考え方は感染早期を想定したもので，今後の感染の広がり等を見ながら適宜見直しを行うものとする。

R2.2.26～R2.3.31

区分		講演会，シンポジウム，研修会，各種イベント			
		全国（海外含む）から参集		県内全域から参集	参集者の居住地が限定的
		屋内	屋外		
県内未発生（現状）		参集規模（参加者の追跡ができること）や，運営方法など下記の留意事項に留意し，関係者と協議の上，開催または延期・中止の判断をする。		下記の留意事項に留意し，開催する場合は，イベントを実施する場合の必要な対策を十分に講じることを条件とし，これらの対策が実施できない場合は中止・延期の判断をする。	
県内発生	感染が限定的と認められる場合	関係者と協議の上，原則として※延期または中止する。	参集規模（参加者の追跡ができること），運営方法など留意事項に留意し，関係者と協議の上，開催または延期・中止の判断をする。	関係者と協議の上，原則として※延期または中止する。	当該地域周辺で発生した場合は，原則として※延期または中止する。
	市中感染又は感染蔓延の可能性がある場合			原則として※延期または中止する。	

※ この時期に実施する必要があり，変更不可能な場合については個別に可否を整理する。

【留意事項 （延期・中止判断の例示）】

- ・参集規模 （大規模な参集で不特定多数の参加があり，参加者の追跡が困難な場合）
- ・開催場所 （屋内で換気が十分にできない場合）
- ・開催期間 （同一空間での滞在時間が長い場合）
- ・距　離 （近距離，対面，相互接触がある場合）
- ・参加者 （高齢者や基礎疾患を有する者，障害者，子供などの参加がある場合）

〇イベント等を実施する場合の必要な対策

- ・ 発熱等の症状がある人には参加を控えるよう要請（事前告知）
- ・ 咳エチケットの徹底や，頻繁な手洗いなどの周知
- ・ アルコール消毒液を会場や会場内の複数個所に設置
- ・ 屋内イベントでの定期的な換気
- ・ 参加者等の相互接触や，対面での会話機会を減らす